

七級地												京都府		大阪府						
宇治市、木津川市、相楽郡精華町	河内長野市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、本町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、本町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町	市、木津川市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市	市、木津川市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	和歌山市、川辺郡猪名川町	和歌山市、橋本市												
岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	北海道	福岡県	広島県	和歌山县	奈良県	兵庫県	京都府	大阪府
岐阜市	長野市	福井市	石川市	富山市	新潟市	横浜市	東京都	千葉市	埼玉市	群馬市	栃木市	茨城县	北海道	福岡市	広島市	和歌山县	奈良市	兵庫県	京都府	大阪府
大垣市	長野市、松本市、塩尻市	甲府市	福井市	金沢市	富山市	新潟市	横浜市	千葉市	埼玉市	群馬市	栃木市	茨城县	北海道	福岡市	広島市	和歌山县	奈良市	兵庫県	京都府	大阪府



- 十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の二の注のイの厚生労働大臣が定める特別食  
　　疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く)
- 十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める者  
　　難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの
- 十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注3の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者  
　　心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助  
　　入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助
- 十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注9の厚生労働大臣が定める利用者  
　　日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者
- 十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助  
　　第十五号に規定する入浴介助
- 十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注15の厚生労働大臣が定める状態  
　　イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態  
　　ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態  
　　ハ 中心静脈注射を実施している状態
- 十九 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態  
　　ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態  
　　チ 褥瘡に対する治療を実施している状態  
　　リ 気管切開が行われている状態
- 二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の二の注の厚生労働大臣が定める期間  
　　社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間))
- 二十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める状態  
　　ハロイド吸引を実施している状態  
　　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態  
　　中心静脈注射を実施している状態

- 二十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注12の厚生労働大臣が定める者  
　　利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。第二十二号において同じ。)を受けることが必要と認めた者
- 二十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者  
　　連続して三十日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第百二十二条に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)に入所(指定居宅サービス等基準第百二十四条に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。)している場合であつて、指定短期入所生活介護を受けている利用者
- 二十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者  
　　難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの
- 二十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注8、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)から(3)までの注6及びニ(1)から(4)までの注4の厚生労働大臣が定める利用者  
　　利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第百四十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。)を受けることが必要と認めた利用者
- 二十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注10の厚生労働大臣が定める状態  
　　第十八号に規定する状態
- 二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注及びニ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食  
　　第二十三号に規定する療養食
- 二十八 人工腎臓を実施している状態  
　　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- 二十九 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態  
　　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- 三十 検査に対する治療を実施している状態  
　　气管切開が行われている状態

二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)(二)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

イ 医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同章第九部により点数の算定されるリハビリテーション料(言語聴覚療法に係るものに限る。)

イ 医科診療報酬点数表の例によるとされている診療のう

ち次に掲げるものを含む)、同章第十部により点数の算定されるリハビリテーション、同章第十一部により点

数の算定される麻酔

イ 第七部リハビリテーションに掲げるリハビリテーション料(言語聴覚療法に係るものに限る。)

イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(言語聴覚療法に係るものに限る。)

イ 摂食機能療法

イ 視能訓練

イ 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

イ 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

イ 創傷処置(六千平方センチメートル以上のもの)

イ 热傷処置(六千平方センチメートル以上のものを除く。)

イ 重度褥瘡処置

イ 長期療養患者褥瘡等処置

イ 精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置

イ 手甲除去(麻酔を要しないもの)

イ 穿刺排膿後薬液注入

イ 空洞切開術後ヨードホールムガーゼ処置

イ ドレーン法(ドレナージ)

イ 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺

イ 胸腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む。)

イ 腹腔穿刺(人工腹、洗浄、注入及び排液を含む。)

イ 咳痰吸引

イ 干渉低周波去痰器による喀痰排出

イ 高位浣腸、高压浣腸、洗腸

イ 摘便

イ 腰椎麻酔下直腸内異物除去

イ 腸内ガス排気処置(開腹手術後)

イ 突発性難聴に対する酸素療法

イ 酸素テント

イ 体外式陰圧人工呼吸器治療

イ 肛門拡張法(徒手又はブジーによるもの)

イ 非還納性ヘルニア徒手整復法

イ 痔核嵌頓整復法(脱肛を含む。)

イ 救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

イ 救命のための気管内挿管

イ 人工呼吸

イ 体表面ペーリング法又は食道ペーリング法

イ 人工呼吸

イ 非開胸的心マッサージ

イ 胃洗浄

イ 血管露出術

イ 風棘手術

イ 痢疾手術

イ 外耳道異物除去術(極めて複雑なものを除く。)

イ 咽頭異物摘出術

イ 頸関節脱臼非観血的整復術

イ 皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

イ 皮膚科軟膏処置

イ いぼ焼灼法

イ イオントフォレーゼ

イ 膣肉芽腫切除術

イ 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

イ 膀胱洗浄(薬液注入を含む。)

イ 後部尿道洗浄(ウルツマン)

イ 留置カテーテル設置

イ 嵌頓包茎整復法(陰茎絞扼等)

イ 眼瞼



□ 医師、看護職員（指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）の職員に限る。）、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。

一 言取りに関する旨（→ まづき、「利用者の状態又は家族の状況等についての直感、医師等の目立つ建

（取扱いに関する記録は原則として、利用者の判断では家族の才覚等に成る障害、因縁等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）

である」と。

第三十号に規定する利用者

**厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者**  
**第二十九号に規定する利用者**

**厚生労働大臣が定める者**  
**第三十号に規定する利用者**

**四十四** 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「規償障害者等」という。）

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者四十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

のイから二までの注13の厚生労働大臣が定める者  
次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者  
イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

口 感覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者  
八 知的障害 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号に掲げる者又はこ

二　精神障害　精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第十二条各号に掲げる者  
これらに準ずる者

十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注15の厚生労働大臣が定める者

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第百三十条に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を利用する期間中において、指定地域密着型サービス基準第三百三十六条第二項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、

利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

第十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の<sup>1)</sup>の注の厚生労働大臣が定める療養食

卷之二

イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

ロ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者が説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意していない者を含む）であること。

ハ 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ隨時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受けている者を含む。）であること。

十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の<sup>の</sup>の注の厚生労働大臣が定める者

二十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の<sup>の</sup>の注の厚生労働大臣が定める者

二十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の<sup>の</sup>の注<sup>8</sup>の厚生労働大臣が定める疾病等

二十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の<sup>の</sup>の注<sup>8</sup>の厚生労働大臣が定める登録者

二十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の<sup>の</sup>の注<sup>8</sup>の厚生労働大臣が定める状態

二十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の<sup>の</sup>の注<sup>8</sup>の厚生労働大臣が定める区分

二十六 指定居宅介護支援による者に対する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）

イ 特別管理加算(I) 第六号に規定する状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）において同じ。）を行う場合

ロ 機構型居宅介護を行う場合

十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の<sup>の</sup>の注<sup>8</sup>の厚生労働大臣が定める状態

十六 指定居宅介護支援に対する費用の額の算定に関する基準（平成九年法律第二百一十三号）第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対し指定居宅介護支援（同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）を行つた場合

十七 指定施設サービス等に対する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスの<sup>の</sup>の注<sup>13</sup>の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

- 五十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める者  
第四十五号に規定する者
- 六十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのレの注の厚生労働大臣が定める者  
第六十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヨの注の厚生労働大臣が定める支払を行っていない者  
第六十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者  
第六十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヌの注の厚生労働大臣が定める療養食  
第六十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのワの注の厚生労働大臣が定める者  
第六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者  
第六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者  
第六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める療養食  
第六十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのワ(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療  
第六十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのカの注1の厚生労働大臣が定める入所者  
イ 肺炎の者  
ロ 尿路感染症の者  
ハ 帯状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る。）  
第三十号に規定する者  
七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、口(1)及び(2)の注8並びにハ(1)から(3)までの注6の厚生労働大臣が定める者  
イ 認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関  
ロ 認知症疾患センター  
七十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)の注、口(1)の注及びハ(1)の注の厚生労働大臣が定める療養食  
第二十三号に規定する療養食  
七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(5)の注及びロ(3)の注の厚生労働大臣が定める者  
七十四 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者  
第三十号に規定する者  
七十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注1の厚生労働大臣が定める疾病等  
七十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注4の厚生労働大臣が定める第五号に規定する基準  
七十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める第六号に規定する状態  
七十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注10の厚生労働大臣が定める区分  
イ 特別管理加算(1) 第六号イに規定する状態にある者に対する指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十五号）第六十二条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。口において同じ。）を行う場合  
ロ 特別管理加算(1) 第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者に対する指定介護予防訪問看護を行う場合

七十九 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のハの注<sup>1</sup>の厚生労働大臣が定める者

八十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のハの注<sup>2</sup>の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

八十一 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のニの注<sup>1</sup>の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

八十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のトの注<sup>1</sup>の厚生労働大臣が定める期間

八十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のトの注<sup>1</sup>の厚生労働大臣が定める期間

八十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のハの注<sup>1</sup>の厚生労働大臣が定める期間

八十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の注<sup>1</sup>の厚生労働大臣が定める期間

八十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

八十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のハの厚生労働大臣が定める者

八十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注<sup>4</sup>の厚生労働大臣が定める者

八十九 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防認知症対応型通所介護費の注<sup>2</sup>の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

九十一 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注<sup>4</sup>の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

九十二 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護の水の注<sup>4</sup>の厚生労働大臣が定める者

九十三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注<sup>4</sup>の厚生労働大臣が定める基準に規定する者

### ○厚生労働省告示第九十五号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生省告示第百二十六号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第六号)の全部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働大臣が定める基準

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注<sup>2</sup>の厚生労働大臣が定める基準

次のいずれにも適合すること。

イ 利用者又はその家族等から電話等による連絡があつた場合に、常時対応できる体制にあること。

ロ 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第五条第一項に規定する指定期間内に該当する事業所をいう。以下同じ。)に係る指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が次のいずれかに該当すること。

(1) 当該指定訪問介護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定していること(当該指定訪問介護看護事業者については、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者に対する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)を行ふものに限る。)。

(2) 当該指定訪問介護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定していること(当該指定訪問介護看護事業者については、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者に対する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)を行ふものに限る。)。

二 訪問介護費の注<sup>6</sup>の厚生労働大臣が定める基準

平成二十七年三月三十一日時点で、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者(以下「初任者研修修了者」という。)をサービス提供責任者(指定居宅サービス等基準第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)として配置しており、かつ、平成二十七年四月一日以後も当該初任者研修修了者をサービス提供責任者として配置する指定訪問介護事業所であつて、平成三十年三月三十一日までに、当該指定訪問介護事業所以外の指定訪問介護事業所であつて当該指定訪問介護事業所に対して指定訪問介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定訪問介護事業所となること又はなることが確実に見込まれるものであること。

三 訪問介護費における特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等(あらかじめ当該指定訪問介護事業所に登録し、当該指定訪問介護事業所から指示があつた場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定訪問介護を行う訪問介護員等をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。